

留学サポートプログラム申込規約

お申込み前に必ず以下の申込規約をお読みください。

第1条(本プログラムの性質と契約形態)

本プログラムは、申込者が希望する教育機関(以下「留学先機関」)への入学手続き、および付帯サービスの利用を円滑に進めるための手続き代行およびコンサルティングを目的とするものです。iaeグローバルジャパン株式会社(以下「当社」)にて申込を承諾後、留学先機関への手続きサポートを開始します。

- 契約の主体: 留学に関する教育サービス、滞在サービス、およびその他オプションサポート(以下「個別サービス」)の提供に関する契約は、申込者と各サービス提供機関(留学先機関、滞在施設運営会社、ビザ申請代行会社等)との間で直接成立するものとします。
- 当社の役割: 当社は、申込者と各サービス提供機関との間の契約締結を媒介・支援する立場である。各サービス提供機関によるサービス内容の品質、履行を含む各サービス提供機関との間に生じた損害について、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、直接の責任を負いません。

第2条(申込みと手続きサポート)

申込者は、当社所定の手順に従い申し込み手続きを行うものとし、当社がこれを承諾した時点で手続きサポートを開始します。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社はお申し込みを承諾しないことがあります。

1. 申込者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めたとき
2. 申込者が未成年である場合、又は成人でも学生の場合でお申込みについて親権者の同意が無いとき
3. 申込者が希望する留学先の留学先機関やコースが既に定員を満たしているなど、受け入れられる可能性がないことが明らかなき既往症または心身の健康状態に鑑み、適切な留学サポートの提供が困難であると当社が判断したとき
4. 過去の法令違反等によりビザの取得が困難であると当社が判断したとき
5. 過去の海外渡航歴において入国拒否、査証発給拒否、国外退去処分等の事由が生じ、ビザの取得が困難であると当社が判断したとき
6. その他、当社が不適切と判断したとき

プログラムごとの申し込み締切日および出願に関する手数料は以下の通りです。

- 語学留学
 - a. 学生ビザが必要な場合は渡航日の120日前を締切とし、これを超過した場合はエクスプレス料として22,000円(税込)を申し受けます。
 - b. 学生ビザが不要な場合は渡航日の60日前を締切とし、これを超過した場合はエクスプレス料として11,000円(税込)を申し受けます。
- 海外進学留学
 - a. 原則として志望校の願書締切日から遡って60日前までとします。ただし、教育機関によっては渡航の1ヶ月前等、直前まで願書を受け付けている場合がありますが、このような場合における当社への申込み締切日は、渡航日から起算して120日前を適用するものとし、これを超過した場合はエクスプレス料として22,000円(税込)を申し受けます。
 - b. 本サポートプログラムの範囲内であれば、3校まで無料で出願を承ります。なお、出願校数の算定にあたり、2校以上の教育機関を同一の手続きで出願できる制度(Stream Line Visa Processing)を利用して同時に手続きを行う場合は、これらを合わせて「1校」として換算する。同制度が適用されず、各教育機関に対して個別に願書を提出する必要がある場合は、各々を独立した機関とみなし「2校」として換算するものとする。無料出願枠(3校)を超え、4校目以降に出願する場合、当社は1校につき事務手数料11,000円(税込)を申し受けるものとする。
 - c. 特定の地域(アメリカ・カナダ等)への進学・非提携校への出願には、以下の事務手数料が発生します。
 - 大学(3年制・4年制大学)・大学院出願手続き(直接または条件付): 110,000円(税込)／校
 - 2年制大学・公立カレッジ出願手続き(直接または条件付): 88,000円(税込)／校

オプション有料サポート

申込者は、希望により以下の有料サポートを利用することができます。代行費用には、金融機関を介して留学先機関へ送金する海外送金手数料を含み、請求は当社為替設定レートを適用します。なお、外貨建ての費用を円貨に換算して請求する場合の当社為替設定レートは、原則として当社から請求書を発行する日の当社利用銀行(三菱UFJ銀行)のTTSレートに5円を上乗せしたレートを採用するものとする。

1. 海外送金代行: 8,800円(税込)／回

- a. 申込みをした留学先機関へ授業料、滞在費を渡航前に支払わなければならない場合、申込者は留学先機関が指定する金融機関の口座へ銀行の外国為替窓口より直接振込むか、またはクレジットカードで支払い手続きを行います。クレジットカードによる支払いの場合は、請求金額に数パーセントの手数料が上乗せされることがあります。(出願する留学先機関により異なります。)代行費用には、

金融機関を介して留学先機関へ送金する海外送金手数料を含み、請求は当社為替設定レートを活用します。

2. 学生ビザ申請

ビザ申請手続きは申込者本人が行うものとし、当社は、各国の査証(学生ビザ)申請に必要な書類、申請から取得までのおおよその所要時間、申請方法についてのアドバイスのみ提供致します。申込者が自己申請に不安がある場合には、当社が提携するビザ申請代行会社を紹介致します。紹介した提携先と申請サポート(有料)の申込み後、双方間でのトラブルについて当社はその責を負い兼ねます。

a. オーストラリア学生ビザ申請代行: AU\$500/日本国籍、AU\$600/外国籍

当社シドニー支店に在籍している豪州移民弁護士による学生ビザ申請代行を行います。渡航される学生本人以外の方が帯同され、帯同者分もビザを申請する場合は別途料金が発生しますので、事前のお見積もりが必要です。サポート料金受領後に本ビザ申請代行サービスをキャンセルされる場合は、キャンセル料として27,500円(税込)を申し受けます。

b. カナダ各種ビザ申請代行: CA\$390~

提携先ビザ申請代行会社によるカナダのビザ申請サポートをご案内します。

- 料金の目安: Study PermitはCA\$390、18歳未満の学生ビザサポートはCA\$490、ワーキングホリデーはCA\$390となります。
- 緊急手配料: コース開始日から起算して4週間(28日)を切ってお申し込みされる場合は、緊急手配料として別途CA\$200が必要となります。
- 注意事項: 料金は申請するビザの種類により異なるため、詳細な金額につきましては提携先をご紹介後、お客様ご自身で提携先へご確認ください。

3. 志望動機書の添削: 36,300円(税込)/1部

出願する学校によりEssay や Personal Statement、又は願書の一部で志望動機書の提出を求められる場合があります。有料サポート希望者には、志望動機書の書き方につき、1回の電話・Zoomなどによる指導と2回の添削を行います。1回の指導は最長60分とし、予約制で行います。当日の遅刻の際の延長やキャンセルした場合の代替の機会を提供致しません。1回の指導(電話・Zoom等で最長60分)と2回の添削を行います。

4. 推薦状の翻訳: 文字数による料金設定

推薦者が英文で作成できない場合、当社が翻訳を代行致します。

5. シラバス(履修科目の概要)翻訳: ページ数、単位数等による料金設定

高等教育機関に在籍した申込者が、出願する学校へ単位の移行をする目的、または、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの大学進学の際に進学準備コース(ファンデーションコース)の免除の可否を判断する目

的で、渡航前に履修科目の概要を提出するよう出願校から求められることがあります。シラバス(概要)の翻訳は過去の履修単位数、翻訳前の原稿の文字数により異なります。

第3条(留学先機関等の規約遵守)

申込者は、留学先機関が定める入学規約、キャンセル規定、および滞在施設等の利用規則を、当該機関のウェブサイト等で事前に確認・承諾した上で申し込むものとします。入学許可書の発行後、記載された諸条件および規約についても申込者の責任で確認・承諾するものとし、未成年者の場合は親権者がこれを行うものとします。

第4条(変更とキャンセル)

申込み内容の変更は原則として上限1回までとし、2回目以降は1回につき11,000円(税込)の手数料が発生します。申込者の都合によりサポートを取り消す場合、当社へのキャンセル料として55,000円(税込)を申し受けます。既に提供を開始した事務手数料や有料サポート費用(志望動機書添削、翻訳等)は、返金いたしません。留学先機関に対して発生するキャンセル料や変更手数料は、すべて申込者の負担となります。

第5条(免責事項)

当社は、以下の事由により申込者が損害を被った場合、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負いません。

- 出願先による不合格、希望滞在先の満員、書類の不達、ビザの発給拒否・遅延。
- 天災地変、戦争、暴動、テロ、ストライキ等の不可抗力。
- 申込者が留学先国の法令、公序良俗、または留学先機関の規則に違反した場合。

当社は、留学先機関の事情によるコース内容、授業、料金、滞在先等の変更について、その責任を負いません。当社が損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、特段の定めがない限り、申込者が当社に支払った手数料の総額を上限とします。

第6条(個人情報の保護)

当社は、提供された個人情報を留学手続き、付帯サービスの提供、および有益な情報の通知のために限定して利用し、適切に管理します。留学手続きの遂行に必要な範囲で、当社関連会社、業務委託先、および留学先機関等の第三者へ情報提供を行うことに申込者は同意するものとします。

第7条(規約の変更)

本規約は事情により変更されることがあります。当社が本規約を変更する場合、変更内容および効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知します。

第8条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に基づき解釈されます。本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

付則 本規約の内容は、2026年4月1日以降の申込みに適用されます。